

新橋駅前最低賃金周知の街頭宣伝行動を実施 10月1日から1,072円に改正

連合本部・連合東京・中南ブロック地協は、10月3日（月）夕方、新橋駅SL広場前で、最低賃金の改正を周知する街頭宣伝行動を実施しました。

10月1日より東京都の最低賃金が改定され、31円引き上げの時間給1,072円になりました。最低賃金は、雇用の形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。

連合東京の杉浦会長、連合本部の清水事務局長、中南ブロック地協の西原議長などから、最低賃金の重要性、10月から金額が上がったこと、原則すべての労働者に適用されることなどを訴え、月給制の人も1時間当たりの金額に変換して、最低賃金より低い場合は連合に相談してくださいと呼びかけました。当日は、多くの連合の仲間が最低賃金の金額が入ったティッシュとマスクを配布して、駅前を通行する人に改正をアピールしました。

連合では、自分の賃金が最低賃金をクリアしてるかチェックできるサイトがありますので、ぜひご利用ください。

【最低賃金チェックサイト「あなたの賃金大丈夫？～最低賃金クリアしてる？～】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/action/saiteichingin/>